

入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和 7年 11月 26日

白石市長 山田 裕一

1 条件付一般競争入札に付す事項

- (1) 業 務 名 白石市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務
- (2) 業務場所 白石市内
- (3) 業務概要 ①業務実施計画書の作成
②基礎的な地域データ及び資料の整理・分析
③アンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護サービス事業者調査）
④第9期計画の評価及び課題分析
⑤現状の整理及び課題分析
⑥給付実績の集計・分析
⑦計画目標量の設定
⑧計画骨子案・素案の作成
⑨パブリックコメントの実施支援
⑩計画案の校正
⑪計画書及び概要版等の作成・納品
⑫介護保健運営協議会の運営支援
⑬計画策定に係る情報提供支援
⑭介護保険事業に関する基準条例等の例規整備支援
- (4) 履行期間 契約日の翌日 から 令和 9年 3月31日 まで
- (5) 支払条件 本業務は、業務期間が2年度に渡るため、委託料の支払いは年度ごとに完了払いで行うものとする。その際、年度別の支払金額は各年度の予算の範囲内において、落札決定者と協議の上、決定するものとする。
- (6) 入札方式 条件付一般競争入札

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

白石市の令和7・8年度競争入札参加資格が承認された者で、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- (1) 本市競争入札参加資格者名簿に東北6県に本店又は支店、営業所等登録があり、営業品目「その他業務委託」で登録のある事業者。
- (2) 東北6県内の自治体において「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」または「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定業務の受託、完了実績を有する事業者であること。（元請に限る）
- (3) 業務責任者は、東北6県内の自治体において「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」または「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定業務の受託実績（計画策定に係るアンケート調査業務のみの受託は対象外）を有し、且つ、地域福祉計画等の保健福祉分野における計画策定業務を受託した実績を複数有する者を配置すること。
- (4) J I S Q 1 5 0 0 1（プライバシーマーク）取得していること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- (6) 白石市から建設工事等入札参加業者指名停止要領（昭和61年白石市告示第32号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 当該業務に係る仕様書、設計図書を閲覧していること。
- (8) 白石市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年白石市告示第83号）別表1各号に該当するものでないこと。

※入札参加希望者は、財政課に備え付け又は市ホームページに掲載している「現場説明閲覧調書（様式３）」を入札参加資格承認申請書の受付期間内に、必ず提出してください（入札参加資格承認申請書と同時に提出可。郵送の場合は受付期間内必着）。

提出がない場合は、入札に参加出来ません。

３ 設計図書等の閲覧

当該業務に係る仕様書、設計図書等を閲覧に供する。

（１）閲覧の期間及び時間

令和７年１１月２６日（水）から令和７年１２月１０日（水）まで
午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く）
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

（２）閲覧場所

白石市役所３階財政課前及び市ホームページ
希望者には、当該業務に係る仕様書、設計図書等を貸出しする。

４ 設計図書等に対する質問について

設計図書等について質問があるときは、閲覧場所に備え付けてある質問書（様式４）に記入し、持参またはFAXにより財政課に提出すること。なお、回答書はFAXにより質問者に送付し、市ホームページで閲覧に供する。

（１）質問の受付期間及び時間

令和７年１１月２６日（水）から令和７年１２月８日（月）まで
午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く）
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

（２）回答の閲覧期間及び時間

令和７年１１月２６日（水）から令和７年１２月１０日（水）まで
午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く）
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

５ 入札参加資格の確認

（１）申請書類等

入札参加を希望する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を２部（正本１部、副本１部）を提出し、入札参加資格審査及び資格承認を受けなければならない。

① 入札参加資格承認申請書（様式１）

② 上記①の申請書に次の書類を添付すること。

イ 委託業務実績書（様式２）

ロ 令和７・８年度の白石市競争入札参加資格承認書の写し（資料１）

ハ 委託業務実績書に記載した委託業務の契約書写し（資料２）

ニ 業務責任者 配置計画書（資料３）

ホ 業務責任者 配置計画書（資料３）に記載した委託業務の受注実績を証する書類（資料４）

ヘ プライバシーマーク登録証 写し（資料５）

（２）入札参加資格承認申請書の受付期間及び提出場所

① 受付期間 令和７年１１月２６日（水）から令和７年１２月９日（火）まで土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前９時から午後４時（正午から午後１時までを除く。）までとする。

② 提出場所 白石市総務部財政課（〒９８９－０２９２ 宮城県白石市大手町１番１号）
提出方法は、上記提出先への持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送（郵送の場合は、受付期間内での必着）とする。

③ 申請書類の交付 市ホームページよりダウンロードすること。

(3) 入札参加の審査等

不適格者についてのみ、令和7年12月10日（水）まで午後5時までにFAXにより申請者に通知します。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年12月11日（木）午前10時00分

(2) 場 所 白石市役所3階 第3会議室

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者（指名停止中の者も含む）のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

9 最低制限価格の設定

無し

10 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

(2) 入札回数は3回を限度とする。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 郵送、電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。

11 契約保証金

落札者は、契約書提出と同時に白石市財務規則第108条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し又は提供すること。ただし、同規則第109条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

12 その他

(1) 入札参加者は、白石市入札参加心得を熟読し、遵守すること。

(2) その他不明な点についての照会先は次のとおり

白石市総務部財政課契約係

電話 0224-22-1332（財政課直通）

FAX 0224-24-4861

現 場 説 明 事 項

1. 業 務 名 白石市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務

2. 業 務 場 所 白石市内

3. 業 務 概 要 別冊仕様書、設計図書のとおり

4. 一般的事項

白石市財務規則（昭和59年8月29日規則第11号。以下「市財務規則」という。）及び関係法令等を遵守すること。

5. 履 行 期 間 契約日の翌日から（土曜日及び日曜日を除く。）
令和 9年 3月31日 まで

6. 検 査

白石市財務規則に基づく検査を行う。

7. 契約代金の支払方法

本業務は、業務期間が2年度に渡るため、委託料の支払いは年度ごとに完了払いで行うものとする。その際、年度別の支払金額は各年度の予算の範囲内において、落札決定者と協議の上、決定するものとする。

8. 保 証 関 係

1) 入札保証金 免除する。

2) 契約保証金 次に指示する事項のいずれかとする。

（1）契約保証金（契約金額の10%以上・1円未満切り捨て）の納付

（2）以下に掲げる担保（契約保証金相当額とする）の提供

イ）金融機関等の保証

ロ）保証事業会社の保証

（3）以下に掲げる免除要件の成立（保証金額は、契約保証金相当額とする）

イ）市を被保険者とする履行保険契約に係る保険証券の提出

ロ）公共工事履行保証証券の提出

※白石市財務規則（昭和59年8月29日規則第11号）第109条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することがある。

9. 公正入札違約金

契約締結後において談合の事実が明らかとなった場合は、請負者から請負代金の100分の20に相当する額を公正入札違約金として徴収するものとする。

10. 事務分担

事業担当課	長寿課
現説及び入札執行担当課	財政課

11. 閲覧用仕様書、設計図書等の貸出し

- 1) 仕様書、設計図書等の貸出を財政課窓口で行う。
- 2) 貸出期間は、翌日16:00までとする。
- 3) 閲覧会場備え付けの書類は持ち出さないこと。

12. 閲覧者確認

閲覧調書に記名押印のうえ、財政課窓口へ提出。同時に仕様書、設計図書等の借用を希望する場合は申し出ること。ただし、貸出希望者が複数の場合は、貸出期間を調整のうえ制限することがありますのでご了承ください。

市ホームページで閲覧した場合は、閲覧調書を添付して入札参加資格承認申請書を提出すること。

13. 質問事項及び回答

質問がある場合は、別紙様式に質問事項を記入し、公告の質問締切日時までに財政課へ持参又はFAX等で提出のこと。回答は、質問者へ個別へ行うほか、質問者の商号又は名称を伏せた状態で、公告で示した日時まで市ホームページで公開します。

財政課 FAX 0224-24-4861